

青森市子ども・子育て会議の主な役割について

子ども・子育て支援法に基づき、次の事項について、子ども・子育て会議の意見を聴き、又は調査審議することとされています。

(1) 青森市子ども・子育て支援事業計画について

ア 市は、計画の作成・変更するとき、子ども・子育て会議の意見を聴く。

イ 計画の進行管理について、子ども・子育て会議において調査審議する。

(2) 利用定員の設定について

ア 市が認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員を定めるとき、子ども・子育て会議の意見を聴く。

イ 市が小規模保育事業等の利用定員を定めるとき、子ども・子育て会議の意見を聴く。

⇒ 今回は、「(1) イ計画の進行管理」として、計画に基づき実施した平成28年度の取組等について、事務局が点検及び評価した内容を調査審議していただきます。